

和歌山県・市町村連携会議

# 平成27年度活動報告

権限移譲小委員会

平成28年3月

# 権限移譲小委員会(おもな経過、取り組み)

## ～平成26年度

平成21年3月	和歌山県・市町村連携会議において「市町村への分権に関する計画」を決定
6月	権限移譲に関し、地方自治法第252条の17の2第2項の規定に基づく協議
9月	事務処理の特例に関する条例改正案成立
12月	(国) 地方分権改革推進計画が閣議決定
平成22年4月	48法律に係る権限を移譲
平成23年4月	(国) 第1次一括法成立
平成23年8月	(国) 第2次一括法成立
平成24年3月	第2次一括法に係る権限を削除
平成26年9月	医療法及び薬事法改正に係る規定の整備
平成27年3月	児童福祉法等の改正に係る規定の整備 建築基準法等に係る事務を追加

## 平成27年度

平成27年6月	(国) 第5次一括法成立
9月	○電子署名法の改正により事務を削除 ○歯科技工士法施行令改正に係る規定の整備
12月	○マイナンバー法関係の次の事務を追加 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務 ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事務 ・ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく事務 ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく事務
平成28年3月	○商工会議所法施行令改正に係る規定の整備 ○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律改正により事務を削除 ○農地法改正に係る規定の整備

\* 平成28年3月現在の移譲事務数 92法令 659事務

# 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第6次地方分権一括法案）の概要

平成28年3月  
内閣府地方分権改革推進室

平成28年3月11日  
閣議決定

## 第6次地方分権一括法案

「提案募集方式」における地方公共団体からの提案等を踏まえた「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年12月22日閣議決定）に沿って、地方公共団体への事務・権限の移譲等について、関係法律の整備を行う。

## 提案募集方式を活用した地方分権改革

これまでの地方分権改革の成果を踏まえ、平成26年より「提案募集方式」を導入し、地方の発意に根差した取組を推進

## 改正内容

【15法律を一括改正】

### I 地方公共団体への事務・権限の移譲等(11法律)

#### A 国から地方公共団体への事務・権限の移譲

- ・食鳥検査に係る指定検査機関の指定・監督
- ・法定上限を超える漁業近代化資金の貸付けに係る承認

#### C 地方公共団体等への権限の付与

- ・港湾・漁港管理者による災害時の放置車両の移動等を可能に
- ・義務教育諸学校の医療費援助事務におけるマイナンバー制度による情報連携の範囲拡大
- ・公立大学法人による長期借入金等、出資及び大学附属の学校の設置を可能に

#### B 都道府県から市町村への事務・権限の移譲

- ・工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定等
- ・高齢者居住安定確保計画の策定

#### D 新たな雇用対策の仕組み

- ・地方版ハローワーク(HW)の創設
- ・地方公共団体が国のHWを活用する枠組みの創設

国と地方の連携を抜本的に拡充した新たな雇用対策を、全国的かつ安定的な仕組みとして構築

### II 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し(4法律)

- ・地方社会福祉審議会において調査審議できる事項に精神障害者福祉に関する事項を追加
- ・都道府県による一定の保安林の解除に係る協議における農林水産大臣の同意廃止
- ・国、都道府県及び建築主事を置く市町村の公共建築物に対する定期点検の見直し
- ・都道府県による水質汚濁物質の総量削減計画策定に係る協議における環境大臣の同意廃止

## 施行期日

- ① 直ちに施行できるもの → 公布の日 ② 地方公共団体への事務・権限の移譲を行うもの → 平成29年4月1日  
③ ①、②に依り難い場合 → ①、②以外の個別に定める日

# 平成28年の地方分権改革に関する提案募集方式スケジュール

## 平成28年

- 3月16日（水） ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議  
（平成28年の提案募集の方針の決定）
- 3月17日（木） ○事前相談・提案受付開始
- 5月23日（月） ○事前相談受付終了
- 6月6日（月） ○提案受付終了
- 6月7日（火） ○共同提案の意向・支障事例等の補強照会（2週間程度）
- 7月上旬 ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議  
↓（重点事項の決定）  
○各府省への検討要請
- 7月～10月 ○提案団体、各府省、地方三団体からのヒアリング
- 10月～ ○関係府省との調整
- 11月下旬 ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議（対応方針案の了承）
- 12月中下旬 ○地方分権改革推進本部・閣議（対応方針の決定）

# 平成28年の地方分権改革に関する提案募集について①

- 事前相談
  - ・ 提案への内容が固まっていなくても支障等を示していただいで、よろず相談的に内閣府が受け付けます。内閣府とのやりとりの過程で提案を固めていってください。
  - ・ 担当者レベルのアイデアを相談してください。
  - ・ 事前相談の段階では、首長決裁を取る必要はありません。早めに相談してください。
  - ・ 事前相談は、五月雨式に出していただいても結構です。
  - ・ 事前相談は、分権担当課からでも、事務・事業担当課からでも結構です。
  - ・ 常日頃から感じている「この基準おかしいな」「この手続きは過剰だ」などを、相談してください。
  - ・ ただし、提案は単なる国への要望ではないので、提案した場合には、年末の閣議決定まで、内閣府とのやり取りが続くことになります。
- 事務・事業担当課に積極的に提案を働きかけてください。
- 住民・事業者等からの相談窓口、「市長への手紙」の窓口など、外部から意見が寄せられている部署にも提案を働きかけていただきたい。
- 市町村からの提案の発掘のため、都道府県の分権担当課又は市町村課は、市町村との間で、事前相談段階からホットラインを作るなど、市町村からの相談に応じてあげて下さい。
- 「分権室の敷居が高く、気軽に相談ができない」との声がありますが、担当者は自治体出身の調査員の方々です。

## 平成28年の地方分権改革に関する提案募集について②

- 提案に当たっては、現状で支障が生じている内容と、提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等の内容を具体的に示してください。
- 「提案の提出後に法律を所管する府省から直接問合せや呼び出し」が行われたケースがあったとお聞きしましたが、内閣府が関与することなく、そういうことが行われないう、各府省に徹底します。
- このほか、様式の見直しなど、地方の皆様からいただいた多くのご意見については、現在、検討中であり、可能な限り対応させていただきます。

## 平成28年の地方分権改革に関する提案募集について③

### 〈論点は現場にあり〉

- 支障事例を現場から出してもらうことが必要。
- 市町村からの提案が少ないが、市町村は、保健・医療・福祉・まちづくりなどの実施主体であり、住民や事業者と日々直接、接しているはず。
- 住民、民間事業者やNPO団体などから、支障事例を聞いていただきたい。

### 〈直接、住民サービスの向上につながる提案〉

- 役所における行政手続きの簡素化や、補助金の使い勝手の向上もいいが、ダイレクトに住民サービスの向上につながるような提案をしていただきたい。

### 〈意識改革〉

- 地方創生、人口減少対策や一億総活躍など、自治体の仕事は山積しているが、あらためて庁内で地方分権についての意識を高めていただきたい。

### 〈近隣自治体との連携〉

- ぜひ普段仕事上の付き合いのある近隣の自治体とコミュニケーションを図っていただきたい。そこから解決すべき地域の課題・制度の課題が見えてくる。

和歌山県・市町村連携会議

# 平成27年度活動報告

税収確保小委員会

平成28年3月



## ○ 平成27年度の活動成果について

### 第1 個人住民税の特別徴収推進のための取組の実施結果

- ・ 県内事業者に対する個人住民税の特別徴収推進の取組

### 第2 県と市町村が連携して「適正・公平な税の執行」を推進する 取組結果

**(和歌山県税務協議会に検討及び実施を委託)**

- ・ 県税及び市町村税の徴収強化会議（共同事業の実施、徴収課題の検討等）

# 第1 個人住民税の特別徴収推進のための取組の実施結果

## 全市町村で個人住民税の特別徴収推進の取組を実施(平成23年度～)

### ①平成27年度特別徴収指定結果

・平成26年度の周知広報活動の結果を受けて、平成27年5月に特別徴収義務者を指定

i) 給与特徴に係る特別徴収義務者数

H22年度 42,779人 → H27年度 51,812人 (+ 9,033人 +21.1%)

ii) 給与特徴に係る納税義務者数

H22年度 229,876人 → H27年度 259,970人 (+30,094人 +13.1%)

### ②県平均の特徴率の推移

・県平均 H22年度 72.6% → H24年度 78.6% → H27年度 81.2%

・全国平均 H22年度 71.2% → H24年度 72.8% → H27年度 79.0%

### ③周知広報活動に係る実施方法の統一

・全市町村で一斉かつ統一的に特別徴収を推進するため、活動方法等を定めた通知を策定

### ④周知広報活動の実施

i) 県税事務所と連携して、特別徴収未実施事業者に対し、連名文書の送付、電話及び訪問により個別周知活動を実施

ii) 税務署が行う年末調整説明会、広報紙及びホームページ等で周知広報活動を実施

### ⑤個別周知活動を実施した県内事業者を平成27年度に特別徴収義務者として指定

平成28年度も引き続き取組を実施し、税込確保を進める必要がある。

➡ 更なる取組の徹底のため、和歌山県税務協議会に研究会を設置予定(平成28年度)

## 第2 県と市町村が連携して「適正・公平な税の執行」を推進する取組結果

### ○和歌山県税務協議会へ検討及び実施を委託

#### 『県税及び市町村税の徴収強化会議』

【構成】和歌山市、海南市、田辺市、紀の川市、かつらぎ町、有田川町、日高町、那智勝浦町

地方税回収機構、各県税事務所、税務課、市町村課

【開催】年4回（6月、9月、11月、1月）開催

各地域ブロックにおいても意見交換会や研修会等の取組を実施

#### 【内容】①共同事業の実施

- ・ 合同滞納整理強化月間の設定による税込確保の取組
- ・ 個人住民税の共同催告
- ・ 電話加入権、不動産の合同公売の実施

#### ②徴収課題の検討

- ・ 進行管理及び債権管理の手法研究について
- ・ 債権管理ガイドラインの策定について
- ・ 猶予制度の見直しについて

#### ③各地域ブロックにおける活動

- ・ 各地域ブロック単位で県税事務所職員等が実務に即した研修会を実施  
（徴収事務のマネジメント、搜索及びタイヤロック実務研修、徴収ロールプレイングなど）
- ・ 地方税法48条による個人住民税の直接徴収、併任派遣

など

和歌山県・市町村連携会議

# 平成27年度活動報告

コスト縮減等小委員会

平成28年3月

# コスト縮減等小委員会

## ● Webサイト「知恵の和」

アクセス数           年間       711回                           ※H28. 3. 17現在

ダウンロード数       年間   1,022回（投稿24件）

→ 更に有効活用が図られるよう、掲載項目等について引き続き  
検討を行っていくとともに、関係各所への周知をしていく。

## ● 庁舎等における自動販売機設置に係る公募制の導入促進

県主催の市町村財政主管課長会議(H28.2.5)にて、自動販売機の公募制導入による成果について報告し、導入に向けた積極的な検討を依頼。

また、平成28年2月に各市町村の価格競争の導入状況調査を実施。

### 【調査結果】

市町村における自動販売機設置数は、合計430台。価格競争を導入している11団体、計107台について約2,407万円の収入を得るところとなった。(入札前と比べて約83倍の収入)   ※別添資料参照

### <参考>

県管財課においては、平成23年より公募制度を導入しているところであるが、平成27年度は自動販売機118台について、約5,749万円の収入を得るところとなった。これは、入札前と比べて約57.5倍の収入である。

# 【参考】知恵の和 ダウンロード登録一覧

H28. 3. 17現在

班	日付	タイトル	ダウンロード回数	
振興班	15.6.8	和歌山県長期人口ビジョン・総合戦略	62	
	合計		62	
財政班	15.4.7	平成26年度地方公営企業決算状況調査について(総務省作成CDデータ)	75	
	15.4.7	平成26年度地方公営企業決算状況調査について(エラーチェック表等)	150	
	15.4.16	平成27年度の地方公営企業操出金通知	8	
	15.5.1	平成25年度市町村別決算カード等	28	
	15.5.28	平成26年度地方財政状況調査(市町村)	44	
	15.5.28	平成26年度地方財政状況調査(一部事務組合)	50	
	15.6.1	電子調査表マニュアル等及び初期設定データ(一組)	40	
	15.11.17	県内市町村等に係る平成26年度決算の概況について	17	
	合計		412	

班	日付	タイトル	ダウンロード回数
行政班	16.3.14	市町村・一部事務組合の給与・定員管理等の状況(平成27年度)	8
	合計		8
税政班	15.4.8	平成27年度地方交付税の額の算定に用いる基礎数値等について(1/5)	17
	15.4.8	平成27年度地方交付税の額の算定に用いる基礎数値等について(2/5)	13
	15.4.8	平成27年度地方交付税の額の算定に用いる基礎数値等について(3/5)	24
	15.4.8	平成27年度地方交付税の額の算定に用いる基礎数値等について(4/5)	23
	15.4.8	平成27年度地方交付税の額の算定に用いる基礎数値等について(5/5)	29
	15.4.8	平成27年度地方交付税の額の算定に用いる基礎数値等について(修正01)	21
	15.4.9	平成27年度地方交付税の額の算定に用いる基礎数値等について(修正02)	34
	15.4.16	平成27年度地方交付税の額の算定に用いる基礎数値等について(参考追加)	19
	15.4.30	H27年度 固定資産の価格等の概要調書	108
	15.6.2	H27年度 固定資産の価格等の概要調書 修正版	42
	15.7.1	H27年度 課税状況調べ	39
	15.7.2	平成27年度普通交付税、地方特例交付金及び臨時財政対策債発行可能額算出資料等について	61
	15.8.12	平成27年度家屋評価実務研修会資料	79
	15.9.14	平成26年度同意等債理論償還設定条件一覧ほか	31
合計		540	

# 【参考】平成27年度 自動販売機設置における価格競争の導入状況調

## 1 設置者別設置数

(単位：台)

区分	自動販売機設置数								備考
	民間事業者		福祉関係団体		その他		計		
	目的外 使用許可	貸付	目的外 使用許可	貸付	目的外 使用許可	貸付	目的外 使用許可	貸付	
和歌山市	35	1	14	0	6	19	55	20	
海南市	5	0	5	0	25	0	35	0	
橋本市	8	0	8	0	1	0	17	0	
有田市	14	0	0	0	0	0	14	0	
御坊市	9	0	9	0	0	0	18	0	
田辺市	24	0	2	0	6	0	32	0	
新宮市	0	29	0	0	0	0	0	29	
紀の川市	12	0	23	0	4	0	39	0	
岩出市	0	12	1	0	2	0	3	12	
紀美野町	0	12	0	0	0	0	0	12	
かつらぎ町	0	3	0	0	0	0	0	3	
九度山町	6	0	0	0	0	0	6	0	
高野町	0	0	0	0	0	0	0	0	
湯浅町	0	11	0	0	0	0	0	11	
広川町	0	0	0	0	1	0	1	0	
有田川町	0	0	0	0	0	1	0	1	
美浜町	0	4	0	0	0	0	0	4	
日高町	2	0	0	0	0	0	2	0	
由良町	0	2	0	0	0	0	0	2	
印南町	0	5	0	0	0	0	0	5	
みなべ町	6	0	2	0	0	0	8	0	
日高川町	0	9	0	1	0	0	0	10	
白浜町	7	0	2	0	7	0	16	0	
上富田町	0	8	0	7	0	7	0	22	
すさみ町	0	2	0	0	0	0	0	2	
那智勝浦町	0	18	0	0	0	0	0	18	
太地町	9	0	0	0	0	0	9	0	
古座川町	0	2	0	0	0	0	0	2	
北山村	0	1	0	0	0	0	0	1	
串本町	21	0	0	0	0	0	21	0	
合計	158	119	66	8	52	27	276	154	

## 2 価格競争の導入状況

(単位：台)

(単位：千円)

区分	設置数			年間収入額			導入時期	備考
	目的外 使用許可	貸付	計	導入前	導入後	効果額		
和歌山市	33	1	34	0	9,201	9,201	H22年4月	年間収入額はH27.4~H28.1
海南市	5	0	5	0	220	220	H27年9月	新規設置分について入札を実施
橋本市	8	0	8	0	809	809	H21年4月	
有田市	2	0	2	96	250	154	H22年4月	
田辺市	23	0	23	174	5,682	5,508	H23年4月	新設時の導入21台
新宮市	0	3	3	0	225	225	H26年5月	年間収入額は、見込み額。1~3月分は前年実績に基づき推計。導入前の収入額は不明。
岩出市	3	12	15	20	4,038	4,018	H25年3月	
日高町	1	0	1	0	43	43	H16年3月	たばこ売上の3%
日高川町	0	10	10	0	2,000	2,000	H23年7月	
那智勝浦町	0	5	5	0	1,454	1,454	不明(一部はH23より)	H26年度決算額
串本町	1	0	1	0	144	144	H27年1月	収入額はH27.4月~H28.1月分の実績。
合計	76	31	107	290	24,066	23,776		

H28. 2月現在

和歌山県・市町村連携会議

# 平成27年度活動報告

事務連携小委員会

平成28年3月



# 平成27年度 県・市町村事務連携の検討結果①

## I 県・市町村連携会議事務連携小委員会で検討を行った事務

### 1 垂直補完の実施

#### ① 改正行政不服審査法に係る第三者機関の事務の委託

平成28年4月から和歌山市を除く29市町村、全一部事務組合、広域連合における裁決につき諮問を受ける第三者機関を県が設置。

#### ② 公共インフラ点検に関する県の支援

平成30年までに全ての市町村が市町村管理橋梁について点検が終えられるよう、点検受託に加え県から専門的な助言を行う相談窓口を開設。

### 2 水平連携の実施

#### ① 空中写真の撮影の共同実施

平成30年度の固定資産税の評価替えに向けて、平成28年度及び平成29年度に県下3つの地域で、空中写真撮影を共同実施し、平成31年度に県内一律での撮影ができるよう引き続き検討。

### 3 情報を共有・交換する場を設け、連携の芽を育てる

#### ① 社会保障・税番号(マイナンバー)制度に係る県と市町村の協議の場の設置

平成28年1月から開始したマイナンバー制度に係る事務につき、県と市町村の連携・連絡体制をより一層密にするため、県及び県内30市町村からなる「マイナンバー事務連絡会議」を設置。

#### ② 空き家・廃屋の除却を促進するための協議の場の設置

再利用が見込めない空き家・廃屋の除却を促進するための協議会の設立に向けた「空家等対策推進協議会設立準備会(仮称)」を平成28年度当初に立ち上げ。

# 改正行政不服審査法に係る第三者機関の事務の委託

湯浅町提案

## 発想の契機

- H26の行政不服審査法の改正により、全ての市町村（一部事務組合、広域連合含む）において、審査庁の裁決の妥当性をチェックするための第三者機関の設置が必要。（H28.4.1～）
- 過去の実績から1団体あたりの件数はわずかであり、全団体において第三者機関を設置するのは非効率かつ、ノウハウの蓄積も図られない恐れあり。（H25 7件、H26 17件）
- 本改正の対応として、総務省からも事務の委託による方法も選択肢の一つとして提示。

## 連携の内容・方法

### 【垂直補完の実施】

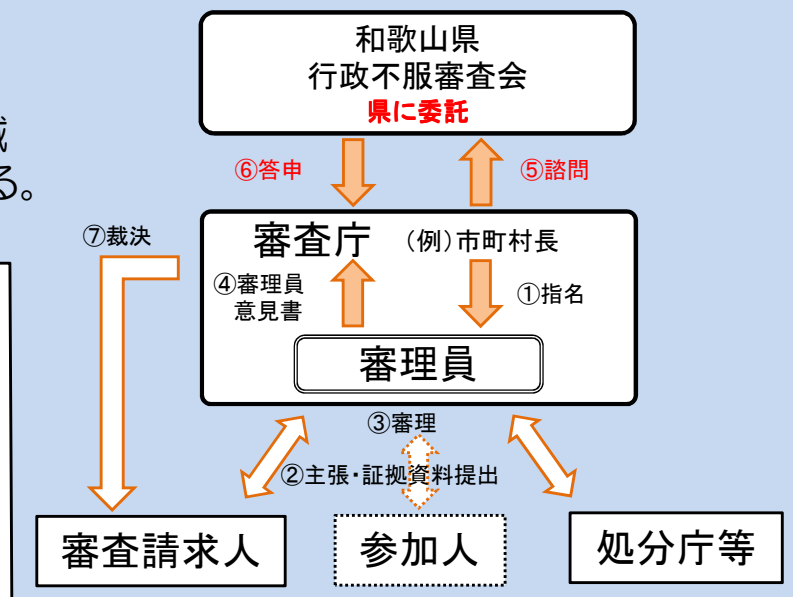
- H28.4の制度開始以降、和歌山市を除く29市町村、全一部事務組合、広域連合における裁決について、県の設置する第三者機関に諮問し、答申を得る。（市町村が県に委託）

## 連携のメリット

- 確率は低いが一定程度の需要が発生する当該事務について県が垂直補完することで手続の中立性・公平性のレベルを維持・確保。
- 県の第三者機関に委託をすることで、全ての団体で有識者を要する組織を設置する非効率性を解消。

## スケジュール

- 平成28年2～3月 議会において事務委託に係る協議の議決。
- 平成28年4月 制度開始。



# 公共インフラ点検に関する県の支援

## 発想の契機

- 市町村の技術職員の減少。【11町村が土木技術職員0人（平成27年3月調査より）】
- 道路インフラの老朽化の進行。
- 道路法等が改正され、全ての橋梁等について、5年に1回の近接目視による点検が義務化。

## 市町村からの主な意見

- 橋梁の点検については、民間への委託を中心に、基本的に自団体で対応可能と考えている。
- 積算や、監督、健全性の判定について助言してほしい。
- 多様な橋梁に対応するための実地研修など、技術力向上のための研修を充実してほしい 等。

## 連携の内容・方法

【垂直補完の実施】（※市町村からの意見に基づき、以下の改良を実施）

◎平成30年度までに全ての市町村管理橋梁について点検が終えられるよう県からの技術的支援を実施。

点検受託：今までの点検受託（積算・発注・監督・検査）に加え、専門的な助言を行う相談窓口の開設。  
（例：業者との打合せに県職員が同席してアドバイス等）

技術研修：橋梁等の点検に関する県主催研修について、市町村からの要望を受け、内容・時期・場所等について改善を検討。（例：実地研修を行う橋梁の種類、開催時期等）

## 連携のメリット

- 良質で統一的な尺度によるインフラ長寿命化修繕計画の策定、メンテナンスサイクルの的確な実施。
- 事務負担の軽減。
- 市町村職員の技術力向上に寄与。

## スケジュール

- 建築工事の検査補助、修繕工事の施工監理の支援について、市町村の意見を聞き、平成28年度も引き続き検討。

# 空中写真撮影の共同実施

橋本市・串本町提案

## 発想の契機

- 固定資産税の状況把握等のため多数の市町村にて実施されている事務であり規模の拡大による効率化が可能。
- 定型的な事務で裁量の余地が小さく、規模拡大のための調整が比較的容易。
- すでに県内において、一部の地域で撮影を共同実施（日高地域、田辺市と白浜町）。

## 連携の内容・方法

### 【水平連携の実施】

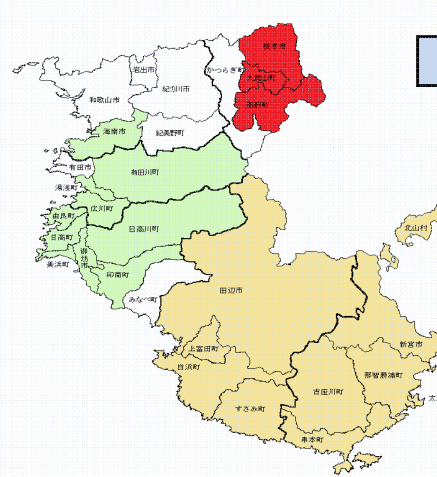
- 空中写真撮影及びデジタルオルソ画像作成業務の発注に係る、統一仕様書を作成。
- 平成30年度の評価替えに向け、平成28・29年度に3つの地域単位で撮影を共同実施。
- 平成33年度の評価替えに向け、次々回の撮影時期を平成31年度に揃えることとし、県内一律での撮影を実施へ。

現在



平成28・29年度

3つの地域単位で  
共同実施



平成31年度

県内一律で実施へ  
(平成30年度に協議)

## 連携のメリット

規模の拡大による行政コストの縮減

## スケジュール

- 平成28年度 伊都地域及び海南市・有田郡・日高地域で、撮影を共同実施。
- 平成29年度 西牟婁郡及び東牟婁郡で、撮影を共同実施。
- 平成30年度 平成31年度の県内一律での撮影実施に向けて協議。
- 平成31年度 県内一律での撮影を実施へ。

# 【参考】空中写真撮影の予定地域

現在の共同撮影実施地域



分科会での検討による、  
新たな地域単位での撮影予定地域



### 発想の契機

- 平成28年1月より社会保障・税番号(マイナンバー)制度が開始されるにあたり、業務フローの見直しや安全管理措置等について、市町村間及び県と市町村の情報共有の場が必要。

### 連携の内容・方法

#### 【情報を共有・交換する場を設け、連携の芽を育てる】

- 県及び全市町村が加入する「県・市町村マイナンバー事務連絡会議」を設置。
- 国の制度改正や予算等について県から随時、情報伝達を行う。
- マイナンバーの独自利用やマイナンバーカードの多目的利用について情報共有や横展開を図る。

### 連携のメリット

- 複数部局にまたがるマイナンバー利用事務及びマイナンバー関係事務について、一元的な情報交換・共有プラットフォームを構築。
- 今後拡大が予想されるマイナンバーの独自利用やマイナンバーカードの多目的利用について、市町村間で情報を共有することで域内の住民サービスを向上。

### スケジュール

- 平成27年12月10日 第1回「県・市町村マイナンバー事務連絡会議(仮称)」開催。
- 次回は平成28年4月に開催。

# 空き家・廃屋の除却を促進するための協議の場の設置

海南市提案

## 発想の契機

- 平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、県及び市町村において早急に対策をとる必要性。
- 国から示された「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）では特定空家の認定基準として不十分。

## 連携の内容・方法

### 【情報を共有・交換する場を設け、連携の芽を育てる】

- 県・市町村、学識経験者、弁護士、等が参加する「空家等対策推進協議会（仮称）」の設置。
- 再利用の見込めない空き家の規制手法や助成制度など解決策を検討。
- このための空家対策推進協議会設立準備会（仮称）の立ち上げ。

## 連携のメリット

- 個別の事象を共有し協議することにより、市町村の空き家対策を促進。
- 市町村の取り組みに対し、県が技術的に協力。
- スケールメリットにより学識経験者及び弁護士への費用が軽減でき、相談体制が充実。

## スケジュール

- 平成28年度当初 空家等対策推進協議会設立準備会（仮称）を立ち上げ。
- 平成28年度中 空家等対策推進協議会（仮称）を設置。

# 平成27年度 県・市町村事務連携の検討結果②

## Ⅱ 提案市町村と県担当部局等において個別に検討を行った事務

### 提案市町村と県担当部局等において協議が整った事務

#### 1 介護給付の適正化：海南市提案

##### (提案概要)

介護保険事業者に対する指導監督体制の充実を図るため、専門組織を立ち上げてノウハウを共有。

##### (協議結果)

専門組織の設置に代わり、県が実施する事業所指導に海南市が同行し、指導のノウハウを共有。

#### 2 特徴推進：橋本市提案

##### (提案概要)

個人住民税の特別徴収の周知と実施の徹底を県と市町村で推進。

##### (協議結果)

平成22年度より県と市町村で推進してきた取組を継続するとともに、更なる徹底に向け平成28年度に和歌山県税務協議会に研究会を設置する予定。



# 平成28年度 県・市町村事務連携の検討事業(予定)

平成28年度、県・市町村連携会議において検討し、県と市町村または市町村間の連携に結びつけていくもの。

## 1 垂直補完の検討

### 建築工事の検査の県による受託：みなべ町提案

市町村実施の建築工事の完成検査について、県に委託することで、県の技術職員の専門性を活かし、建築工事の完成度を高める。

### 公平委員会事務の県への事務委託：有田川町・串本町提案

公平委員会の事務に関して、県の人事委員会へ事務委託を行うことにより、審査の中立性・公平性を確保するとともに、組織の効率化を図る。

## 2 水平連携の検討

### ① 消費生活センターの複数市町での共同設置：橋本市、紀の川市、岩出市提案

複数の市町で消費生活センターを共同で設置することで、単独では相談の件数が少なく、財政的にも設置が困難な市町でも、質の高い相談を行う。

### ② 介護認定関係事務及び介護保険事業所の指導等に関する事務の広域化：白浜町提案

介護認定審査会等及び介護保険事業所に対する指導等実施機関を広域で設置することで、認定の平準化を図るとともに、事務の効率化や専門知識を持った職員の配置等を行う。